

請求人は、[redacted] 社会福祉事務所の管内に転居して処分庁による請求人の世帯に対する法に基づく保護（以下「保護」という。）を受ける以前は、[redacted] 社会福祉事務所の管内に居住しており、そこで [redacted] 社会福祉事務所長（以下「前実施機関」という。）による保護を受けていたが、前実施機関からは、受給している保護費を上回るだけの収入が得られるようになれば保護は廃止となるがそうでない限り保護は廃止とならない、全く収入がないにもかかわらず保護を廃止することはないので安心するように言われていた。

しかし、転居後、処分庁からは「働けるのに仕事をしない。」と言われ、本件処分が行われたが、その結果収入がなくなり、保護が廃止となる平成18年9月からの生活に困る。

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、平成18年9月1日付け[redacted] 福[redacted] 第146号で処分庁から提出のあった弁明書に記載のとおりである。（別添写し参照）

第3 請求人の反論

平成18年9月11日に当庁が受け付けた請求人から提出された反論書によれば、請求人の反論の趣旨は、第1とほぼ同様である。

第4 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

処分庁の弁明書及び当庁が行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第28条の規定により平成18年8月25日付け障第642号で処分庁に提出を求め、それに応じて提出のあった面接記録表、ケース記録等の物件によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成18年4月22日、請求人の世帯は、現住所地に転居し、同月24日、請求人は、処分庁の事務所を訪れ、同日付で処分庁に対して保護の申請を行った。
- (2) その際処分庁は、請求人に対し、求職活動が不十分であれば保護の申請を却下することもあるので、ハローワークの利用を中心に積極的に求職活動を行うよう

口頭で指導し、その後も2回口頭で指導を行った上で、平成18年5月23日付け福第26号及び同年6月19日付け福第48号で求職活動を充分行うよう指導指示を行った。

- (3) 処分庁の(2)の口頭による指導及び文書による指導指示に対して請求人は、自動車を所有していないが近隣には就労先が少ない、求人雑誌でもインターネットでも探したが就労先が見つからない等と主張し、また、求職活動状況申告書にも求職活動に関する記載が少ない。
- (4) 請求人は、**●**が悪く体調不良はあるものの、仕事ができない状態ではないと主張している。
- (5) 処分庁は、平成18年5月23日付けで請求人の世帯に対し保護開始決定処分を行った。
- (6) 処分庁は、請求人が(3)の状況にあることから、求職活動が不十分であると判断し、平成18年8月4日に聴聞を実施した上で、指導指示違反を理由として本件処分を行った。

2 判断

- (1) 法によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ(法第4条第1項)、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない(法第60条)とされているとともに、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる(法第27条第1項)とされている。

さらに、被保護者は、保護の実施機関が、法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない(法第62条第1項)とされ、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる(同条第3項)とされている。

また、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第19条によれば、法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わな

かった場合でなければ行使してはならないとされている。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)によれば、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合に、処分庁は、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえで、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によることとされている。

ア 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて相当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

イ アによることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえで、保護を廃止すること。

ウ イの規定にかかわらず、①最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、②法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき、又は③保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときに、保護を廃止すること。

- (3) 本件事案について検討すると、今回の求職活動に関する指導指示のほかに、請求人が最近1年以内において文書による指導指示等に違反した事実は認められず、処分庁が法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示した事実も認められない。

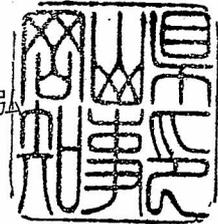
さらに、十分な求職活動と断じることができないが、請求人が求職活動を行い、稼働能力の活用を拒否してはいないことから、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であるとは認められない。

よって、本件処分は、課長通知に示された被保護者が書面による指導指示に従わない場合の保護の廃止の適用の基準に反していると認められる。

- (4) 以上から、本件処分は不当なものであり、本件審査請求には理由があると認められるので、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成18年10月6日

岡山県知事 石井正弘



写

福第 146 号
平成 18 年 9 月 1 日

岡山県知事 石井 正弘 様

社会福祉事務所
所長



弁 明 書

平成 18 年 8 月 25 日付け障第 642 号で依頼のありました事項について別紙のとおり弁明
します。



別紙

審査請求人の住所・氏名

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

● 弁明の趣旨

当方が生活保護法第62条第3項の規定により、平成18年8月17日付けで審査請求人に行った平成18年9月1日での生活保護廃止決定処分は適法に実施されていますので請求を棄却することを求めます。

● 保護開始から廃止までの経緯

1 平成18年4月24日 [REDACTED] から [REDACTED] 町内へ転入により保護を開始した。

2 審査請求人の体調について

保護開始時に治療は行っていない。体調が悪ければ受診するように説明した。

本人の訴えによれば、[REDACTED] に住んでいた頃に [REDACTED] が悪く [REDACTED] 科へ外来していたとのこと。働けないほどの状態ではないとの訴えあり。

3 処遇方針

就労指導（就労のための求職活動を積極的に行う。）

4 求職状況について

平成18年4月24日 口頭により求職活動の指示、求職活動報告書の提出を指導。

平成18年5月1日 口頭による求職活動の指示。提出された求職活動報告書に基づき求職活動が不十分な旨伝えた。

平成18年5月12日 向上

平成18年5月23日 保護開始決定

平成18年6月5日 第1回指示書を手交する。体調が悪ければ、病院で診察を受け、就労可能かを、確認するように口頭で指導を行った。

新規保護開始に伴い、求職活動が不十分な状態が続けば保護が受けられなくなる可能性が有る旨説明した。

平成18年6月19日 求職活動がまだ不十分であり、より一層の努力が必要な旨伝えた。

平成18年6月20日 第2回指示書を手交する。また、口頭によりハローワーク中心の求職活動をすること及び地域を [REDACTED] 町内以外からも探すように指導した。

平成18年7月5日 求職活動がまだ不十分な旨伝えた。

平成18年7月20日 所内協議

出席者：[REDACTED] 所長, [REDACTED] 室長, [REDACTED] 主幹, [REDACTED] 担当

求職活動が不十分で改善がみられないので、保護廃止の方向で検討する。廃止後再申請があれば申請は妨げない。もし、就労が困難なほど体調が悪いなら治療に専念してもらおう。

平成18年8月4日 聴聞会開催

出席者

福祉： 室長・主幹・担当

求職活動について、「高卒以上のものしかない。近くで通えるものがない。」等就労に対する積極的な発言はない。ハローワークへ行ったのは、保護開始以来1回だけで、他には求人情報誌の確認、インターネットによる内職等の確認をしているが、いずれも近くに適当な仕事がないとのこと。

求職活動が不十分で、改善がみられないため保護廃止となる旨説明した。

保護廃止後の再申請は可能であるが、求職努力は必要であり、就労できない体調であれば、治療に専念する必要がある旨の説明をした。

平成18年8月17日 保護廃止通知書発送

保護廃止日：平成18年9月1日